

平成 18 年 3 月 20 日

各 位

住 所 大阪府吹田市春日 3 丁目 20 番 8 号
会 社 名 グリーンホスピタルサプライ株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 古 川 國 久
役 職 氏 名 (コード番号：3360 東証第二部)
取締役常務執行役員 黒田 敏史
問 い 合 せ 先 管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 6 - 6 3 6 9 - 0 1 3 0

ストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 20 日開催の取締役会において、平成 18 年 2 月 16 日開催の臨時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションの目的で発行する新株予約権の具体的な内容につきまして、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日
平成 18 年 3 月 28 日
2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 10,000 株とする。
3. 発行する新株予約権の総数
10,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。）とする。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
未定（平成 18 年 3 月 28 日に確定する。）
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額
未定（平成 18 年 3 月 28 日に確定する。）
8. 新株予約権の権利行使期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
9. 新株予約権の行使の条件
権利行使時に当社並びに当社子会社等の取締役又は使用人として在籍していることを要する。但し、当社並びに当社子会社等の取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。
当社並びに当社子会社等の取締役又は使用人として在籍中に新株予約権者が死亡した場合は、相続人はその権利を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡・質入その他一切の処分は認めない。
その他の条件については、取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
10. 新株予約権の消却事由及び消却条件
当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権については無償で消却することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に9. 又は の規定により、新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。
11. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
12. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は新株予約権者の請求があった場合に限りこれを発行すべきものとする。
13. 新株予約権の行使により新株を発行する場合のその新株の発行価額中資本に組入れない額
新株予約権の行使により新株を発行する場合における当該新株の発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、その発行価

額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。

14. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益配当の起算日

新株予約権の行使により発行された当社普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、行使請求権が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該事業年度の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該事業年度の10月1日に、それぞれ株式の発行があったものとみなしてこれを支払うものとする。

15. 新株予約権の割当を受ける者、割当てる新株予約権の数

当社並びに当社子会社の取締役及び使用人の合計 266 人に割当てる。

割当対象者	人 数	割当新株予約権数
当社使用人	137 名	6,296 個
当社子会社取締役	8 名	862 個
当社子会社使用人	121 名	2,842 個
合 計	266 名	10,000 個

ご参考

臨時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 17 年 12 月 9 日

臨時株主総会の決議日

平成 18 年 2 月 16 日

以 上